



# 島根県報

令和2年4月14日（火）

号外 第 5 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【人委告示】**

令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））に係る採用予定人員等の変更

2

**人 事 委 員 会 告 示****島根県人事委員会告示第3号**

令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の実施（令和2年島根県人事委員会告示第1号）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を図るため、採用予定人員、試験の日時、試験地及び試験の内容を変更し、採用予定人員を5名とすること、第1次試験の試験時間を変更すること、東京都及び大阪府における試験を取りやめること並びに第1次試験における自己アピール論文試験の提出方法を変更することとしたので、告示する。

令和2年4月14日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

**1 受付期間**

令和2年2月20日（木）から同年3月19日（木）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、3月19日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、3月17日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

**2 試験区分、採用予定人員及び職務内容**

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政B（自己アピール型）	5名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事

(注) 1 6月28日に別途実施予定の島根県職員採用大学卒業程度試験との併願はできない。

2 採用予定人員は、変更する場合がある。

**3 受験資格****(1) 年齢、学歴、資格等**

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
行政B（自己アピール型）	次のいずれかに該当する者 ア 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は令和3年3月31日までに卒業見込みのもの

**(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者**

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表**

区分	日 時	試験地及び試験場		合格発表
第1次試験	令和2年4月19日（日） ・受付時間 9：30～10：00	松江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	5月12日（火）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	・試験時間 10：30～12：00		島根県浜田合同庁舎 (浜田市片庭町)	

第 2 次 試 験	・適正検査及び集団討論試験 令和2年5月23日（土） ・面接試験① 令和2年5月24日（日） ・面接試験② 令和2年5月30日（土）又は31日 （日）のうち指定する日 ※詳細は第1次試験合格の際に通知	松 江 市	島根県職員会館 （松江市内中原町）	6月下旬に県庁前掲示板及び島根 県人事委員会事務局ホームページ に合格者の受験番号を掲示するほ か、合格者に結果を通知する。
-----------------------	---	-------------	----------------------	---

- (注) 1 東京都又は大阪府を第1次試験の試験地として受験の申込みを行った者は、他の試験地で試験を受けることができない。
- 2 東京都若しくは大阪府を第1次試験の試験地として受験の申込みを行った者又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定による緊急事態措置を実施すべき区域に居住していることを理由として4月19日に実施する第1次試験を受験しなかった者を対象とした行政B（自己アピール型）試験を別途実施する予定である。

#### 5 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目及び配点	内 容
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (100点)	職務に求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3（基礎能力検査のみ））（70分）
	自己アピール論文試験 (100点)	県職員として働く意欲及びこれまでの経験を通じて培った能力や成果等について自己アピールを行う論文試験（4月24日（金）までに島根県人事委員会事務局に持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出すること。郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
第 2 次 試 験	集団討論試験 (200点)	集団内における個人の適応性や社会性をみる目的で実施する集団討論
	面接試験① (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※面接の冒頭で、自己アピール論文試験で作成した論文に基づくプレゼンテーションを5分間程度実施
	面接試験② (300点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
- 2 最終合格者は第2次試験の評価のみで決定する。

#### 6 受験手続

##### (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

##### (2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書き

し、簡易書留郵便にすること。

#### 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

#### 8 給与

初任給は、令和2年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

学 歴	年 齢	初任給月額
大学卒	22歳	183,220円

#### 9 その他

「自己紹介書」は、面接試験受験に必要な書類であるので、令和2年5月12日（火）から同月18日（月）までに島根県人事委員会事務局まで提出すること。